

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件二件
- 道路の供用を開始する件
- 車両制限令の規定により道路を指定する件
- 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件
- 都市計画事業の事業計画の変更を

認可した件

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件
- 一般競争入札を行う件

告 示

福島県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年三月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ザ・ビッグ福島鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者

名称 有限会社ケーディーエス

代表者の氏名 代表取締役 工藤 ミイ子

住所 福島県福島市町庭坂字新林十九番地の三

名称 マックスバリュ南東北株式会社

代表者の氏名 代表取締役 山田 寛人

住所 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三の三

大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十月二十五日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百七十二平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 九十台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 六十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 八十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十七立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

届出年月日

平成二十四年二月二十四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年三月十六日から同年七月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル町北町店 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字宮下百十一番ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十一月一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百九十平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百三十二台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 六十一台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 九十一平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後九時五十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十四年二月二十九日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道下郷会津本郷線	南会津郡下郷町大字大内字小屋沢一四四〇番一地从先から 同 郡同 町大字大内字小屋沢一四四〇番一地从先まで	平成二十四年三月一六日

（道路計画課）

福島県告示第百二十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。
平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道一三三号	相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六九番四地先から 相馬市大字塚部字善光寺二番一地先まで
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字吉字宮ノ前六五番一地先から 同 郡平田村大字上蓬田字古屋敷八五番一地先まで
県道原釜椎木線	相馬市光陽一丁目一番七地先から 同 市光陽三丁目二番一―地先まで

二 指定する期日
平成二十四年四月二日

(道路計画課)

福島県告示第百二十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十条第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字蒜生字恵平一―番一―地先から 同 郡平田村大字上蓬田字古屋敷八五番一―地先まで
県道郡山長沼線	郡山市安積町荒井字大池下二〇番地先から 同 市三穂田町川田一丁目三八番二―地先まで

二 指定する期日
平成二十四年四月二日

三 通行方法

高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

- 1 走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上(又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 3 道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

(道路計画課)

福島県告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 桑折町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業(桑折町公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十三年九月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで
(変更後) 昭和六十三年九月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで

(変更後)

昭和六十三年九月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで

- 五 事業地 収用の部分 都市計画法事業の変更を認可した件(平成二十一年福島県告示第百二十号)の事業地に伊達郡桑折町大字谷地字北道合、字道上及び梨ノ木町並びに大字南半田字八幡前及び字八幡の各一部の区域を加える。
同事業地のうち伊達郡桑折町大字谷地字添、字道合、字上割付、字下割付、道窪及び久仁内の各一部の区域を変更する。

使用の部分

(下水道課)

公 告

公告第四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月五日

二 名称

NPO法人環境保全エコ倶楽部

三 代表者の氏名

鈴木 善彦

四 主たる事務所の所在地

福島県安達郡大玉村大山字住吉二番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県内居住者に対して、放射能除染に関する事業を行い、放射能健康被害防止に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

安達土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 安齋 彌吉 二本松市上川崎字七尋石五六番地

（農村計画課）

公告第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 大竹 良夫

同 大木 吉明

同 本柳 久男

同 浅井 俊昭

同 柏村 榮

同 関根 忠志

同 藤井 精七

同 坂路 忠保

同 井口 之榮

同 大河原 悟朗

同 小貫 兄夫

同 鈴木 廣美

同 角田 一幸

同 松川 正夫

同 佐藤 明雄

同 鈴木 和夫

同 久保木 正大

同 野崎 吉郎

同 遠藤 栄作

同 橋本 克也

同 西崎 穂積

同 長久保 重行

同 鈴木 哲男

同 菊地 次雄

同 鈴木 隆夫

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 大竹 良夫

同 大木 吉明

同 本柳 久男

同 浅井 俊昭

同 柏村 榮

同 関根 忠志

同 藤井 精七

同 井口 之榮

同 大河原 悟朗

同 角田 一幸

同 藤島 正吉

同 松川 正夫

白河市大信下新城字東区八六番地

西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯八六番地

同 郡同 村大字泉崎字休場山五一番地二

同 郡矢吹町東郷二〇一番地

同 郡同 町東長峰二一七番地

同 郡同 町北町五四番地六

同 郡同 町神田南一五番地

同 郡同 町丸の内四五番地二

同 岩瀬郡鏡石町豊郷三四三番地

同 郡同 町桜岡六三五番地

同 郡同 町中町一九二番地

同 郡同 町笠石原町三五五番地

同 郡同 町仁井田五五番地

同 須賀川市前田川字宿六四番地

同 市和田字沓掛七一番地

同 白河市大工町三八番地三

同 西白河郡泉崎村大字太田川字居平五〇番地

同 郡矢吹町新町一六九番地

同 岩瀬郡鏡石町東町五〇番地

同 須賀川市越久字館一〇一番地

同 白河市大信下新城字北之内六番地八

同 西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯一三〇番地三

同 郡矢吹町神田西二二番地二

同 岩瀬郡鏡石町久来石三〇五番地

同 須賀川市前田川字仲屋敷二一番地

住所

白河市大信下新城字東区八六番地

西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯八六番地

同 郡同 村大字泉崎字休場山五一番地二

同 郡矢吹町東郷二〇一番地

同 郡同 町東長峰二一七番地

同 郡同 町北町五四番地六

同 郡同 町神田南一五番地

同 岩瀬郡鏡石町豊郷三四三番地

同 郡同 町桜岡六三五番地

同 郡同 町仁井田五五番地

同 郡同 町笠石一二九番地

同 須賀川市前田川字宿六四番地

同	渡辺 力	同	市和田字六軒九一番地
同	野崎 吉郎	同	西白河郡矢吹町新町一六九番地
同	遠藤 栄作	同	岩瀬郡鏡石町東町五〇番地
同	長久保 重行	同	西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯一三〇番地
同	鈴木 哲男	同	郡矢吹町神田西二二番地
同	菊地 次雄	同	岩瀬郡鏡石町久来石三〇五番地

(農村計画課)

公告第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画汚物処理場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定に

より公告する。

平成24年3月16日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県全戸配布広報誌「うつくしまゆめだより」の印刷製本業務 67,200,000ページ（年6回総ページ数96ページ 1回当たり700,000部）

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成24年5月18日から平成25年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

(4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加者名簿に登録されていること又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得していること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年4月6日（金）午後5時までに次の掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年3月27日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年4月27日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月26日（木）午後5時までに必着のこと。）。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札単価に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第

249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成24年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札書には、1ページ当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、印刷製本業務に係る代金の支払は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be required : Printing UTSUKUSHIMA YUMEDAYORI Newsletter with an estimated total of 67,200,000 pages (a total of 700,000 copies of a 96-page bimonthly periodical)
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m.,27 April 2012
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m.,26 April 2012
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)